



2023年6月5日

各 位

上場会社名 株式会社ツカモトコーポレーション
代 表 者 代表取締役社長 百瀬 二郎
(コード番号 8025 東証スタンダード市場)
問合せ責任者 代表取締役副社長 田中 文人
(電 03 - 3279 - 1330)

「第104回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

当社「第104回定時株主総会招集ご通知」の記載内容に一部訂正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって、下記のとおり一部訂正させていただきます。

記

1. 訂正箇所

第104回定時株主総会招集ご通知 32 ページ

事業報告

3. 会社役員に関する事項

(4) 社外役員に関する事項

② 社外役員の主な活動状況 蒔山秀人氏の欄

2. 訂正内容（下線は訂正箇所を示しております。）

(訂正前)

当該事業年度開催の当該委員会の全て（2回）に出席するなど

(訂正後)

就任後に開催された当該委員会（1回）に出席するなど

以上

第104回 定時株主総会 招集ご通知

2022年4月1日 ▶ 2023年3月31日

開催
日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸ビル8階 丸ビル
コンファレンススクエア Room 4

議決権行使期限：

2023年6月26日（月曜日）午後6時まで

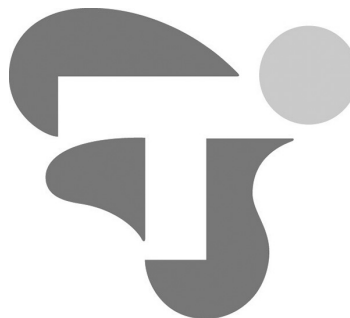
会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、従前書面でお送りしていた株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告書）はウェブサイトに掲載して提供する方法に変更いたしました。お手数ですが、本通知記載のURLにアクセスしてご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、本株主総会につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、議決権を有する株主様に対して送付することといたしました。

あわせてご参照いただきますようお願い申し上げます。

株式会社ツカモトコーポレーション

証券コード：8025



目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
事業報告	21
連結計算書類	38
計算書類	42

経営理念

当社グループは、経営姿勢を明確にするため、“社訓”及び“私たちの信条（Credo）”で構成される経営理念を定めております。

社訓

道義を重んじる

共存同栄を旨とする

自立し協力する

私たちの信条（Credo）

ツカモトグループは、
培った商人魂と
フロンティア精神のもと、
美しさと快適を求める生活者に
応え、
和文化の継承と
流通革新の進展のため、
前進する。



美しい生活がいい。
Amenity & Beauty Company

(証券コード 8025)
(発送日) 2023年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月2日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号
株式会社ツカモトコーポレーション
代表取締役社長 百瀬 二郎

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tsukamoto.co.jp/ir/meeting/index.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト
にも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ツカモトコーポレーショ
ン」又は「コード」に当社証券コード「8025」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情
報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席いただけない場合には、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会
参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日(月曜日)午後6時まで、4頁、5頁に記載の「郵
送又は電磁的方法(インターネット)」いずれかの方法により、事前の議決権行使にご協力いた
だきますようお願い申しあげます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

記

1. 日時 2023年6月27日(火曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)
2. 場所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸ビル8階
丸ビル コンファレンススクエア Room 4

3. 会議の目的事項 報告事項

- (1)第104期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件
- (2)第104期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示されたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 当社では、当社定款第19条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主様に委託するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

- ~~~~~
- ※ 当日ご出席の株主のみならず、株主総会会場にてマスクの着用等をお願いする場合がございます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、前記インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
 - ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ※ 会社法改正により、電子提供措置事項について前記インターネット上の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成する際に監査をした対象の書類の一部であります。
- ※ その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tsukamoto.co.jp/>) に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

当社の経営に参加できる権利「議決権」をご行使ください。

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様



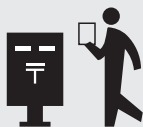
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本冊子「第104回 定時株主総会 招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2023年6月27日(火曜日) 午前10時

当日ご出席いただけない株主様

当日ご出席いただけない場合は、郵送又は電磁的方法（インターネット）により、議決権をご行使いただけます。

● 郵送による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月26日(月曜日) 午後6時必着

● 電磁的方法(インターネット)による議決権の行使



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月26日(月曜日) 午後6時まで



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！

ご注意事項

- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネットを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

議決権行使期限

2023年6月26日(月曜日)午後6時まで

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使サイトへアクセス

1 「次の画面へ」をクリック

2. ログインする

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

ログイン

ログインID (半角) 3

パスワード
または仮パスワード (半角)

ログイン

3. メニューから議決権行使を選択

4 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、
「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力

5 「送信」をクリック

MUFG 三菱UFJ信託銀行

パスワードのご変更

現在のパスワード (半角) 4

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

送信 5

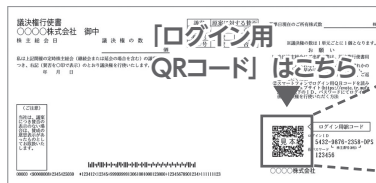
以降は画面の入力案内に従って賛否を
ご入力ください。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使
サイトにログインすることができます。

1. QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票
(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る



議決権行使書副票(右側)

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使
方法を選ぶ

3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な
場合は、下記にお問い合わせください。

システムに
関する
お問い合わせ
について

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)

☎0120-173-027

受付時間 午前9時～午後9時(通話料無料)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対する適切な利益還元を経営の重要課題と位置づけております。当期の期末配当につきましては、今後の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保にも配慮したうえで、当期業績の傾向及び今後の事業環境見通しを考慮し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 30円
配当総額 120,577,260円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員(7名)は任期満了となり、田中利和氏は退任されます。つきましては、コーポレート・ガバナンス及び経営体制の一層の強化を図るため取締役を1名増員し、新任者2名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	取締役候補者	現在の当社における地位及び担当	2022年度 取締役会出席率 (出席状況)
1	もも せ 瀬 に ろう 二郎 再任	代表取締役社長 営業本部長	100% (15回中15回出席)
2	た なか ふみ と 田 中 文 人 再任	代表取締役副社長 コーポレート本部長 (人事担当兼賃貸事業担当)	100% (15回中15回出席)
3	にし むら たかし 西 村 隆 再任	常務取締役 営業本部副本部長 兼商事事業本部長	100% (15回中15回出席)
4	さい かわ とし あき 齋 川 敏 明 再任	常務取締役 新規担当 兼E・Iム事業本部長	100% (15回中15回出席)
5	つの だ えい じ 角 田 英 二 新任	上席執行役員 コーポレート本部副本部長 (経営戦略担当 兼総務・経理・情報担当)	—
6	おお とも じゅん 大 友 純 再任 社外 独立	社外取締役	86.7% (15回中13回出席)
7	まき やま ひで と 蒔 山 秀 人 再任 社外 独立	社外取締役	100% (12回中12回出席)
8	あ 久 津 まさ し 阿 久 津 正 志 新任 社外 独立	—	—

(注) 1. 2022年度において、取締役会につきましては、15回開催しております。

なお、蒔山秀人氏の出席状況におきましては、2022年6月24日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。

2. 当社の「社外役員の独立性判断基準」はインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.tsukamoto.co.jp/ir/governance/pdf/3syagaiyakuin.pdf>)に掲載しております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> もも せ に ろう 百 瀬 二 郎 (1958年9月7日生)	1981年4月 当社入社 2015年6月 当社取締役 兼ツカモトユーエス(株)代表取締役社長 2016年4月 当社取締役 上席執行役員(洋装事業担当) 兼ツカモトユーエス(株)代表取締役社長 2017年4月 当社取締役 常務執行役員 兼営業副本部長 (洋装事業担当) 2018年4月 当社取締役 上席常務執行役員 兼営業本部長 (ライフスタイル事業担当) 2019年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員兼営業本部長 2021年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 (現任) <取締役候補者とした理由> 2019年4月より代表取締役社長として当社の経営全体を指揮しており、営業本部長として営業部門を統括しております。会社業務全般にわたる深い見識を有しており、企業経営に関する豊富な知見と能力が当社の経営に欠かせない人材と判断し、引き続き取締役の候補者といたしました。	20,300株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> た なか ふみ と 田 中 文 人 (1964年4月20日生)	1990年4月 当社入社 2018年6月 当社取締役 上席執行役員 (本部担当) 2019年4月 当社取締役 常務執行役員 (本部担当) 2020年4月 当社代表取締役 常務執行役員兼本部統括 2021年4月 当社代表取締役専務取締役 本部長 (賃貸事業担当) 2023年4月 当社代表取締役副社長 コーポレート本部長 (人事担当兼賃貸事業担当) (現任) <取締役候補者とした理由> 主に本部業務である人事・労務・経理部門に携わり、2018年6月取締役に選任、2020年4月代表取締役に就任、2021年4月より代表取締役専務取締役として本部を統括し、本年4月より代表取締役副社長として、当社の経営全体を担っております。豊富な経験を積んでおり、高い専門的知見と深い見識を有していることから、当社の経営に欠かせない人材と判断し、引き続き取締役の候補者といたしました。	14,880株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> にし むら たかし 西 村 隆 (1968年12月26日生)	1992年 4月 当社入社 2018年 6月 当社取締役 上席執行役員 兼ツカモトユーエス(株)代表取締役社長 (洋装事業担当) 2018年 7月 当社取締役 上席執行役員 兼ツカモトユーエス(株)代表取締役社長 兼ツカモトアパレル(株)代表取締役社長 (洋装事業担当) 2019年 4月 当社取締役 上席執行役員 兼ファッション事業本部長 兼ユニフォーム事業部長 2020年 4月 当社取締役常務執行役員 兼営業副本部長 兼ファッション事業本部長 2021年 4月 当社常務取締役 兼営業副本部長(洋装事業担当) 2022年 4月 当社常務取締役 営業本部副本部長 兼商事事業本部長 (現任) <取締役候補者とした理由> 2018年6月取締役に選任、2021年4月より常務取締役に 就任しております。2022年4月より商事事業本部長として商 事事業全体を統括すると共に、引き続き営業本部副本部長と して会社全体の営業部門を担っております。主に営業部門の 業務に携わり、幅広い経験と深い知見を有しており、当社の 経営に欠かせない人材と判断し、引き続き取締役の候補者と いたしました。	11,060株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>さい　　かわ　　とし　　あき</small> 齋　川　敏　明 (1967年7月19日生)	1991年 4月 当社入社 2019年 6月 当社取締役 上席執行役員 兼エイム事業部長 2021年 4月 当社常務取締役兼エイム事業部長 (ライフスタイル事業担当) (新規事業準備室担当) 2022年 4月 当社常務取締役 新規担当 兼エイム事業本部長 (現任) <取締役候補者とした理由> 2019年6月取締役に選任、2021年4月より常務取締役に 就任しております。2022年4月よりエイム事業本部長とし て、エイム事業、新規事業全体を統括しております。主に営 業部門の業務に携わり豊富な経験、経営に関する深い見識を 有しております。当社の経営に欠かせない人材と判断し、引 き続き取締役の候補者といたしました。	10,860株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> つの だ えい じ 角 田 英 二 (1969年9月6日生)	1992年4月 当社入社 2015年4月 当社本部経営企画部長 2018年4月 当社執行役員本部経営企画部長 2019年4月 当社執行役員営業企画部長 兼本部経営計画室部長 2020年4月 当社上席執行役員本部統括補佐 兼営業企画部長兼本部経営計画室部長 2021年4月 当社上席執行役員(和装事業担当) 兼営業企画部長兼経営計画室部長 2022年4月 当社上席執行役員副本部長 兼営業企画部長兼本部経営企画部長 2023年4月 当社上席執行役員コーポレート本部副本部長 (経営戦略担当兼総務・経理・情報担当) (現任)	1,199株
<p><取締役候補者とした理由> 主に本部業務である経営企画部門に関わり、2018年には執行役員として、経営戦略、経営計画に携わり、経験を重ねてまいりました。幅広い経験、専門性と深い知見が当社の経営に欠かせないものと判断し新任取締役の候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
6	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="margin-left: 20px;">おお とも じゅん 大 友 純 (1951年6月28日生)</p>	<p>2000年 4 月 明治大学商学部教授 2004年 4 月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス 研究科兼任教授 2012年 4 月 明治大学リバティアカデミー長 2015年 6 月 当社取締役(現任) 2019年 4 月 明治大学リバティアカデミー講師 (現任) 2022年 6 月 明治大学名誉教授 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 明治大学名誉教授 明治大学リバティアカデミー講師</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 2015年6月より社外取締役に選任いただいております。マーケティング論を専門とした大学教授として培われた幅広い知識と深い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役の候補者といたしました。選任後はその専門的な知見の観点から経営全般の監督機能強化にもご尽力いただくことを期待します。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
7	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 再任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">ま 　　ま 　　ひ 　　と 蒔 山 秀 人 (1959年8月22日生)</p>	<p>1982年4月 塚本商事株式会社（現当社）入社 (1987年3月退社)</p> <p>1987年5月 東急リロケーション株式会社（現 東急リゾート&ステイ株式会社）入社</p> <p>2009年4月 東急ステイサービス株式会社（現 東急リゾート&ステイ株式会社）取締役社長</p> <p>2010年4月 東急リロケーション株式会社 取締役常務執行役員</p> <p>2015年4月 東急住宅リース株式会社 取締役常務執行役員</p> <p>2022年6月 当社取締役（現任） 東急住宅リース株式会社顧問（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 東急住宅リース株式会社顧問</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 蒔山秀人氏は、不動産業界において長きにわたり会社経営に携わっており、企業経営に関する豊富な実績、見識を有しております。その経験を当社グループの経営に反映していただくため引き続き社外取締役の候補者といたしました。選任後は、経営全般に関しての助言や監督を適切に行っていただけるものと期待しております。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
8	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">あ く つ ま さ し 阿 久 津 正 志 (1970年8月17日生)</p>	<p>2000年12月 弁護士登録 2008年9月 阿久津総合法律事務所開設 2010年8月 トシン・グループ株式会社監査役（現任） 2014年4月 第二東京弁護士会環境保全委員会委員長 2015年6月 一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会 監事（現任） 2017年6月 株式会社サンクゼール監査役 2021年6月 株式会社サンクゼール 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 阿久津総合法律事務所所長 トシン・グループ株式会社監査役 一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会監事 株式会社サンクゼール社外取締役（監査等委員）</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 阿久津正志氏は、長年にわたり弁護士として経験を重ねており、その専門的な知識及び企業法務に関する高い知識を当社の経営に反映することで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待されるため、新任社外取締役の候補者といたしました。選任後は、法律事務所経営、他社での監査役等の経験を活かし、経営全般に関してガバナンス的に適切な助言や監督を行っていただけのものと期待しております。</p>	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、各取締役は保険料の10%を負担しております。

候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3. 候補者角田英二氏の所有する当社株式は、ツカモト従業員持株会を通じての保有数であります。

4. 大友純氏、蒔山秀人氏及び阿久津正志氏は、社外取締役候補者であります。

5. 蒔山秀人氏は、1982年4月より1987年3月まで当社の業務執行者でありました。

6. 社外取締役候補者に関する事項

(1) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者大友純氏及び蒔山秀人氏との間で、責任限定契約を締結しております。両氏の再任をご承認いただいた場合は、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、阿久津正志氏の選任をご承認いただいた場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(2)① 大友純氏は、社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、マーケティング論を専門とする深い見識を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。

② 蒔山秀人氏は、不動産業界において取締役を務め長年企業経営に携わっております。経営者としての実績、見識を当社グループの経営に反映し、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。

③ 阿久津正志氏は、長年重ねた弁護士としての経験により専門的な知識及び企業法務に関する高い知見を、当社の経営に反映することで当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を期待できるものと判断しております。

(3) 社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、大友純氏は8年となり、蒔山秀人氏は1年となります。

(4) 当社は、大友純氏及び蒔山秀人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の再任をご承認いただいた場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、阿久津正志氏の選任をご承認いただいた場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役小野田克巳氏及び西郷正実氏は任期満了となり、西郷正実氏は退任されます。つきましては、新任者1名を含む監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号	監査役候補者	現在の当社における地位	2022年度 取締役会、監査役会 出席率(出席状況)
1	おのだ かつみ 再任	常勤監査役	取締役会 100% (15回中15回出席) 監査役会 100% (12回中12回出席)
2	かわい のぶゆき 新任 社外 独立	—	—

(注) 1. 2022年度において、取締役会につきましては15回、監査役会につきましては12回開催しております。

2. 当社の「社外役員の独立性判断基準」はインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.tsukamoto.co.jp/ir/governance/pdf/3syagaiyakuin.pdf>)に掲載しております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> おの だ かつ み 小野田 克巳 (1965年5月24日生)	1988年4月 当社入社 2016年4月 ツカモトエイム(株)取締役 兼マーケティング開発部長 2019年4月 当社エイム事業部営業統括部長 2021年4月 当社エイム事業部事業部長付統括部長 2021年6月 当社監査役(現任) <監査役候補者とした理由> 小野田克巳氏は、1988年4月から和装事業、2008年4月 から本部経営企画部、2015年9月からはツカモトエイム(株) 担当部長を務めるなど幅広い分野で経験を積み、高い見識を有し ております。2021年6月からは常勤監査役として取締役の職 務の執行を監査・監督いたしました。今後もその経験と知見で 経営を適切に監査することができると判断し、引き続き監査役 の候補者いたしました。	1,200株
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 5px;">独立</div> かわ い のぶ ゆき 河合 信之 (1963年5月9日生)	2003年9月 皇宮警察本部(警備部長) 2009年10月 国際刑事警察機構(インターポール)執行委員 2012年11月 国際刑事警察機構(インターポール)副総裁 2013年5月 警察庁刑事局組織犯罪対策部 国際捜査管理官 2018年1月 香川県警察本部長 2020年2月 茨城県警察本部長 2021年9月 関東管区警察局長 2023年1月 公益財団法人国際交通安全学会 専務理事(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人国際交通安全学会専務理事 <社外監査役候補者とした理由> 河合信之氏は、その豊富な知識と経験並びに高い見識を有 し、グローバルな視点でリスク管理、コンプライアンス強化を 図るために適任であり十分に監査、監督機能を発揮していただ けると判断し、新任社外監査役の候補者いたしました。選任 後は、その豊富な経験を活かし、ツカモトグループのガバナン ス強化、監査のため尽力いただけることを期待しております。	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。監査役は保険料の10%を負担しております。
候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 河合信之氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する事項
- (1) 社外監査役との責任限定契約について
河合信之氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- (2) 河合信之氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、豊富な知識と経験並びに国際的視野に裏付けされた高い見識を有し、法務的観点から、リスク管理、コンプライアンス強化を図るために適任であり、社外監査役として十分に監査機能を発揮していただけるものと判断しております。
- (3) 当社は、河合信之氏の選任をご承認いただいた場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

ご参考

スキルマトリックス

本総会において第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合の役員体制及び当社が特に期待する専門性は以下のとおりとなります。なお、これらは各役員が有する知見を表すものではありません。

氏名	地位	専門的経験分野・貢献期待分野						経営諮問委員会	役割・資格等
		企業経営	マーケティング 営業	財務 会計	ガバナンス リスク管理	国際性	人事 法務		
百瀬二郎	取締役	○	○		○		○		営業本部長
田中文人	取締役	○		○	○		○		コーポレート本部長
西村 隆	取締役	○	○			○			営業本部副本部長 商事事業本部長
齋川敏明	取締役	○	○			○			新規担当 エイム事業本部長
角田英二	取締役	○		○			○		コーポレート本部 副本部長
大友 純	社外取締役		○		○			◆	明治大学名誉教授 明治大学リバティア カデミー講師
蒔山秀人	社外取締役	○	○					◇	東急住宅リース株 式会社顧問
阿久津正志	社外取締役				○		○	◇	弁護士 阿久津総合法律事 務所所長
小野田克巳	監査役		○		○				
下道敏実	社外監査役	○		○				◇	税理士 税理士法人 中央会計事務所 代表社員
河合信之	社外監査役				○	○		◇	公益財団法人 国際交通安全学会 専務理事

◆＝経営諮問委員会委員長

◇＝経営諮問委員会委員

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大・縮小を繰り返しましたが、その防止対策と経済活動の両立が進んだことなどにより以前のように経済が大きく停滞することもなく推移いたしました。しかしながら、外国為替市場の変動、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や原油をはじめとした資源価格の高騰等の影響により世界的なインフレ傾向となり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中にあって当社グループは、和装事業におきましては、不採算催事からの撤退を行ったことにより売上減となりました。洋装事業におきましては、大型案件の受注獲得が進まなかったことにより売上減となりました。ホームファニシング事業におきましては、「ラルフ ローレン ホームコレクション」のライセンス契約が終了し、店頭で販売する事業から製品を供給する事業へと変更となり売上減となりました。健康・生活事業におきましては、巣ごもり需要が落ち着いたことによるテレビ等の通信販売の不振もあり売上減となりました。

厳しい経営状況の中ではありますが、当社グループにおきましては、2022-2024年度を計画期間とする中期経営計画「成長と変革に向けての新たな挑戦」を掲げ、既存事業の黒字化と新規事業の立ち上げ、上記事業を支える組織体制を変更して中期経営計画をスタートいたしました。①消費者へのダイレクト提案、②成長拡大路線への回帰、③全営業部門の黒字化、④効率経営の実践と生産性の向上、⑤コア事業の強靱化と新規事業開発の促進を5つの基本方針として、攻めと守りのメリハリをきかせ、事業単位の最適化を図り、事業部横断型の新規事業部門を設立することで全社的な取組みとしての新事業領域の開発を推進して事業規模の縮小に歯止めをかけ、1株当たり年間配当額30円をベースとした継続的な株主還元の実施を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は128億7千9百万円(前期比17.7%減)、営業利益は1千4百万円(前期比93.6%減)、経常利益は1億3千6百万円(前期比54.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は6千5百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失3億2千9百万円)となりました。

セグメントの状況は以下のとおりです。

(和装事業)

ツカモト市田株式会社における和装事業につきましては、不採算催事からの撤退が進んだことにより、売上減となりましたが損益は改善しました。

以上の結果、当事業分野の売上高は12億1百万円(前期比6.4%減)、セグメント損失(営業損失)は1億1千2百万円(前連結会計年度はセグメント損失1億9千2百万円)となりました。

(洋装事業)

メンズ事業、レディス・OEM事業につきましては、アパレルの店頭不振の影響により、受注額が減少し減収となりました。

ユニフォーム事業につきましては、ユニフォーム商品の大型案件の受注獲得に至らず減収となり、急激な円安や原料価格の高騰等もあり利益率が低下し減益となりました。

以上の結果、当事業分野の売上高は51億6千9百万円（前期比9.1%減）、セグメント損失（営業損失）は1億7千2百万円（前連結会計年度はセグメント利益6千3百万円）となりました。

(ホームファニッシング事業)

ホームファニッシング事業につきましては、前連結会計年度末に「ラルフ ローレン ホームコレクション」のライセンス契約が終了し、店頭で販売する事業から製品を供給する事業へと変更したことで売上減となりましたが、経費の節減効果もあり大幅な増益となりました。

以上の結果、当事業分野の売上高は22億8千1百万円（前期比42.8%減）、セグメント利益（営業利益）は3億3百万円（前期比729.8%増）となりました。

(健康・生活事業)

健康・生活事業につきましては、テレビ等の通信販売の不振もあり売上減となったことに加え、円安と原材料の高騰による急激な商品コストの上昇により利益率が低下し、大幅な減益となりました。

以上の結果、当事業分野の売上高は32億1千9百万円（前期比15.9%減）、セグメント損失（営業損失）は2億5千4百万円（前連結会計年度はセグメント利益5百万円）となりました。

(建物の賃貸業)

建物の賃貸業につきましては、テナント状況に大きな変化もなく、前連結会計年度並みに推移しました。

以上の結果、当事業分野の売上高は10億4千4百万円（前期比8.3%増）、セグメント利益（営業利益）は5億5千7百万円（前期比1.3%減）となりました。

(2)資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は6千9百万円であります。

設備投資の主なものは、本社ビルの改修及び健康・生活事業におけるショールームの新設によるものです。

なお、ホームファニシング事業におけるライセンス契約終了により、以下の固定資産を売却しております。

建物附属設備	2億2千7百万円
器具備品	6千7百万円

(3)企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第101期 (2019年4月 1日から 2020年3月 31日まで)	第102期 (2020年4月 1日から 2021年3月 31日まで)	第103期 (2021年4月 1日から 2022年3月 31日まで)	第104期(当期) (2022年4月 1日から 2023年3月 31日まで)
	売 上 高(百万円)		17,797	17,849	15,658
経 常 利 益(百万円)		280	264	300	136
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)		441	146	△329	65
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)		110.94	36.71	△82.58	16.20
総 資 産(百万円)		26,119	27,237	26,524	25,808
純 資 産(百万円)		11,012	11,830	11,528	11,900

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第103期の期首から適用しており、第103期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(4)対処すべき課題

当社グループは、お客様の生活美の創造を実現するために、時代の変化に合わせた商品・サービスを提供し続けることを目指し、「成長と変革に向けての新たな挑戦」を掲げて、2022-2024年を計画期間とする中期経営計画の2年目にあたります。この計画期間におきましては、①消費者へのダイレクト提案、②成長拡大路線への回帰、③全営業部門の黒字化、④効率経営の実践と生産性の向上、⑤コア事業の強靱化と新規事業開発の促進を5つの基本方針として、攻めと守りのメリハリをきかせた全社ポートフォリオの変革と事業単位の最適化を図り、新事業領域の開発を推進して事業規模の縮小に歯止めをかけ、1株当たり年間配当額30円をベースとした継続的な株主還元の実施を目指しております。

既存事業につきましては、和装事業は催事に依存したビジネスモデルからの脱却と改革を図るべく、不採算催事、不採算取組得意先からの撤退、縮小を継続していくと共に、消費者ダイレクト販売の強化、新規ビジネスの開発、加工サービス部門の拡大によって事業構造の変革と収益の黒字化を目指してまいります。洋装事業におけるアパレル事業は、生産背景の整備を進め、素材開発力、提案力を強化して、規模は小さくとも価値のある企業としてのポジションを確立し、収益の黒字化を目指してまいります。ユニフォーム事業では、既存事業におきましては直需販売の拡大、レンタルの拡大に注力しながら、新しい商品・サービスの開発を推進し、コア事業としての役割を担うことに努めてまいります。健康・生活事業はAiMYブランドの構築と新たな成長事業の創出を目指し、BtoB事業と直販事業の拡大、競争優位性の高い商品開発による利益率の向上に加え、在庫適正化、経費の効率化による経営効率の向上を図ってまいります。ホームファニッシング事業は米国ラルフ ローレン社認定のグローバル・マニュファクチャリング・パートナーとしての製品供給にとどまらず、新規ビジネスの早期確立を目指してまいります。

既存事業の全営業部門の黒字化に向けて、事業担当を配置することで責任の所在を明確にすると共に、営業キャッシュ・フローを重視した事業運営により、一層の財務戦略の強化も引き続き図ってまいります。

ESG対応につきましては、サステナビリティ基本方針にてその視点を取り入れたマテリアリティ（重要課題）を特定しております。経営理念、環境方針（の基本理念・行動方針）、行動規範に基づき、具体策に取組んでいくことで、全てのステークホルダーに誠実・公正に対応し、事業活動を行うことにより、持続可能な社会の構築に積極的に役割を果たすと共に、企業価値の向上と持続的な成長を目指してまいります。

(5)企業集団の主要な事業セグメント (2023年3月31日現在)

当社グループは、主として各種繊維製品の企画・製造を行い、全国の百貨店、小売専門店、量販店などに対して販売することを事業内容としております。

事業別	主要営業品目
和装	振袖、留袖、訪問着、小紋、紬、帯、祝着、ゆかた、毛皮・皮革製品、装身具、宝石、貴金属等
洋装	婦人服、婦人セーター・ブラウス、紳士服、紳士セーター、カジュアルウェア、ユニフォーム、販促用商品、子供・婦人服地、ホームファブリック等
ホームファニシング	タオル、ホームファニシング等
健康・生活	健康・環境分野の生活関連機器等
建物の賃貸	建物の賃貸

(6)企業集団の主要拠点等及び使用人の状況

① 企業集団の主要拠点等 (2023年3月31日現在)

名称		所在地	
株式会社ツカモトコーポレーション		東京都	中央区 日本橋本町一丁目6番5号
事業部	ユニフォーム・SP事業部	東京都	中央区 日本橋本町一丁目6番5号
	ホーム・ファッション事業部	東京都	中央区 日本橋本町一丁目6番5号
	E I M 事業部	東京都	中央区 日本橋本町一丁目6番5号
	新規担当	東京都	中央区 日本橋本町一丁目6番5号
子会社	ツカモト市田株式会社	東京都	中央区 日本橋本町一丁目6番5号
	京都店	京都府	京都市 上京区一観音町428

② 企業集団の使用人の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
198 (31) 名	38 名減

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外部への出向者は除く)であり、臨時従業員数(臨時販売員、アルバイト等)は()内に期中平均人員を外数で記載しております。

(7)重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
ツカモト市田株式会社	百万円 95	% 100.00	和 装 織 維 品 卸 売 業

(8)主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	百万円 2,784
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,679
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,004
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	650
農 林 中 央 金 庫	520
西 武 信 用 金 庫	500
株 式 会 社 常 陽 銀 行	450
株 式 会 社 横 浜 銀 行	200
株 式 会 社 南 都 銀 行	100

2. 株式に関する事項

(1)株式の状況(2023年3月31日現在)

①発行可能株式総数	7,938,000株
②発行済株式の総数	4,019,242株
	(自己株式 50,505株を除く)
③当事業年度末の株主数	6,220名

(2)大株主(2023年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
フリージア・マクロス株式会社	487	12.12
明治安田生命保険相互会社	200	4.98
株式会社三菱UFJ銀行	170	4.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	162	4.04
ツカモト共栄会	154	3.85
株式会社レンティック	142	3.54
株式会社三井住友銀行	116	2.89
株式会社みずほ銀行	112	2.81
株式会社アドバンスト・メディア	107	2.67
三菱UFJ信託銀行株式会社	100	2.51

- (注) 1. 所有株式数の千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

(3)当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、取締役(社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。)に対して当社の企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主のみなさまとの価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、取締役4名に対し、職務執行の対価として、18,900株交付しております。

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、30頁「3. (3) ③役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」に記載のとおりであります。

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	百 瀬 二 郎	営業本部長	
代表取締役 専務取締役	田 中 文 人	本部長(賃貸事業担当)	
常務取締役	西 村 隆	営業本部副本部長 兼商事事業本部長	
常務取締役	齋 川 敏 明	新規担当 兼EIM事業本部長	
取 締 役	大 友 純		明治大学リバティアカデミー講師 明治大学名誉教授
取 締 役	田 中 利 和		医療法人社団 よりそう理事長
取 締 役	蒔 山 秀 人		東急住宅リース株式会社顧問
常勤監査役 監 査 役	小野田 克 巳 下 道 敏 実		税理士法人中央会計事務所代表社員 税理士
監 査 役	西 郷 正 実		警察職員生活協同組合監事

- (注) 1. 取締役大友純氏、田中利和氏及び蒔山秀人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
2. 監査役下道敏実氏及び西郷正実氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 監査役下道敏実氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役西郷正実氏はリスク管理、コンプライアンスに関する豊富な知識と経験並びに深い見識を有しており、監査機能の発揮に相当程度の知見を有する者であります。
5. 取締役蒔山秀人氏は2022年6月24日開催の第103回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者が職務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により補填することとしております。なお、故意又は重過失に起因する

損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者がその保険料の10%を負担しております。また、当該保険の契約期間は1年間であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」といいます。)を取締役会にて「役員報酬に関する内規細則」として定めており、その決定方法は社外役員を中心とする経営諮問委員会に諮問すると共に「取締役報酬及び評価」、「監査役報酬決定基準」により決定しております。

決定方針の内容の概要としては、短期インセンティブとして貢献度加減算を、中長期インセンティブとして功労加算の仕組みを導入し、業績連動型報酬制度として運用しております。

取締役個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会は経営諮問委員会からの答申を尊重し、慎重に検討したうえで、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役報酬は、固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

ア. 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針及び決定に関わる方針の権限を有する者及びその権限の内容と裁量の範囲

a. 氏名又は名称 : 取締役会

b. 権限の内容及び裁量の範囲

i. 基本方針、報酬体系及び報酬の種類別の算定方法の決定

ii. 株主総会において決定した報酬総額の範囲内での支給総額の決定

iii. 経営諮問委員会の意見を参考とした個別支給額の決定

イ. 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針及び決定に関わる委員会

a. 委員会の名称 : 経営諮問委員会

b. 委員会の手続きの内容

代表取締役社長より基本方針、報酬体系及び算定方法等を経営諮問委員会に示し、委員会はこれらの内容について審議、評価を行い取締役会に意見として答申いたします。

c. 経営諮問委員会の構成

経営諮問委員会は、取締役会の決議によりその内容によって原則3名以上の社外役員で構成され、委員長は社外取締役が務めます。

同委員会の構成は次のとおりです。

役 職	氏 名	委員在任期間
社外取締役(委員長)	大友 純	8年
社外取締役	田中利和	4年
社外取締役	蒔山秀人	1年
社外監査役	下道敏実	5年
社外監査役	西郷正実	4年

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第99回定時株主総会において取締役の報酬を年額240,000千円以内(うち社外取締役分は20,000千円以内)、監査役の報酬を年額60,000千円以内と決議しております。なお、取締役の報酬には使用人兼取締役の使用人分の給与は含まないものとしております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)、監査役は3名であります。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬の総額 (百万円)	報酬等の額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役	171	146	3	22	7
(うち社外取締役)	(16)	(16)	(-)	(-)	(3)
監査役	21	21	-	-	3
(うち社外監査役)	(8)	(8)	(-)	(-)	(2)
合 計	193	167	3	22	10
(うち社外役員)	(24)	(24)	(-)	(-)	(5)

(注)当社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

④ 業績連動報酬等に関する事項

当社の役員報酬は基本報酬と業績連動報酬により構成されており、基本報酬に関しては経営諮問委員会に諮問すると共に、「役員報酬に関する内規細則」に則り当社取締役会にて決定しております。また、業績連動報酬は社外取締役を除く取締役のみを対象としております。企業の財政状態を見るうえで、重要な指標である経常利益を用いて、担当部門の実績に応じて7段階で評価され基本報酬の15%増から10%減まで評価されます。これを経営諮問委員会より答申を受け、当社取締役会にて最終決定しております。

当事業年度を含む経常利益の推移は23頁「1. (3)企業集団の財産及び損益の状況」に

記載のとおりであります。

⑤ 非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬制度の導入

2021年6月25日開催の第102回定時株主総会の決議により、当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主のみならずとの価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

(4)社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

氏名	兼任の職務	兼職先	当社との関係
大友 純	リバティアカデミー講師 明治大学名誉教授	明治大学	特別の関係はありません。
田中 利和	理事長	医療法人社団 よりそう手	特別の関係はありません。
蒔山 秀人	顧問	東急住宅リース株式会社	特別の関係はありません。
下道 敏実	代表社員	税理士法人中央会計事務所	特別の関係はありません。
西郷 正実	監事	警察職員生活協同組合	特別の関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	大友 純	当事業年度に開催された取締役会には15回中13回に出席し、必要に応じ、マーケティング論の専門的見地から、主に営業活動に関する発言を行っております。また、上記のほか、経営諮問委員会の委員長を務め、当該事業年度開催の当該委員会の全て(2回)に出席するなど、その検討プロセスにおいて主導的な役割を果たしていただき、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めていただきました。これらにより、社外取締役として期待される役割を果たしていただいております。
社外取締役	田中 利和	当事業年度に開催された取締役会には15回中15回の全てに出席し、主に医学博士の見地から、必要に応じ健康・環境分野への発言を行っており、当社の健康・環境関連商品に関し専門家としてのご助言もいただいております。また、経営諮問委員会の委員として、当該事業年度開催の当該委員会の全て(2回)に出席するなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めていただきました。これらにより、社外取締役として期待される役割を果たしていただいております。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	時山秀人	就任後に開催された取締役会には12回中12回の全てに出席し、会社経営の経験から、主に企業経営に関する発言を行っております。また、上記のほか、経営諮問委員会の委員として、就任後に開催された当該委員会（1回）に出席するなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めていただきました。これらにより、社外取締役として期待される役割を果たしていただいております。
社外監査役	下道敏実	当事業年度に開催された取締役会には15回中15回の全てに、また、監査役会には12回中12回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から財務報告に関する発言を行っております。また、上記のほか、経営諮問委員会の委員として、当該事業年度開催の当該委員会の全て（2回）に出席するなど、独立した客観的立場から経営の監査に努めていただきました。これらにより、社外監査役として期待される役割を果たしていただいております。
社外監査役	西郷正実	当事業年度に開催された取締役会には15回中14回、また、監査役会には12回中11回出席し、必要に応じ、主にリスク管理とコンプライアンスに関する発言を行っております。また、上記のほか、経営諮問委員会の委員として、当該事業年度開催の当該委員会の全て（2回）に出席するなど、独立した客観的立場から経営の監査に努めていただきました。これらにより、社外監査役として期待される役割を果たしていただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
新創監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の監査報酬等の額	42百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区別しておりませんので、上記の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、また、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その主な内容は次のとおりであります。

(1)基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主のみなさまの決定に委ねられるべきだと考えています。

一方で、当社は、株主のみなさまをはじめ、お客様、お取引先様及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、衣類を核とした事業領域で当社が長年培った「信頼ある製品」「ブランド」「提案力」に対する信用こそが強みであり、これらを維持し促進することが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考えます。

大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、あるいは当社に固有の企業価値の源泉を十分に理解していないため、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう可能性があるものや、その態様から大規模買付行為に応じることを株主のみなさまに強要するおそれのあるものが含まれる可能性があります。

そこで、当社取締役会は、株主や投資家のみなさまが買付者による大規模買付行為を評価する際、買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に提供されることが極めて重要になるものと考えております。また、付託された者の責務として、株主のみなさまのために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2)基本方針の実現に資する特別な取組みについて

企業価値向上への取組み

当社の経営理念

当社は、経営理念として“社訓”及び“私たちの信条 (Credo)”を掲げております。

《社訓》

道義を重んじる
共存同栄を旨とする
自立し協力する

社訓は永遠に変わらないツカモトグループの根本理念を表しています。

“道義”と“共存同栄”は創業時からの不滅の哲学・精神であります。

“道義を重んじる”とは、ただ法律を守るだけでなく、人として商売人として行うべき正しい道、倫理観を大切にすることであり、“共存同栄を旨とする”とは、お取引先様との関係のみならず、時代や環境の変化に応じてどう共存同栄するかであります。近江商人の「三方よし」にもつながる考え方であり、現在はまさに地域や社会との共存同栄も重要であります。また、“自立し協力する”は、事業体それぞれが切磋琢磨し競い合いな

がらも協力すべき時は協力して全社一体感を醸成していくものであります。

《 私たちの信条 (Credo) 》

ツカモトグループは、
培った商人魂とフロンティア精神のもと、
美しさと快適を求める生活者に応え、
和文化の継承と流通革新の進展のため、前進する。

私たちの信条(Credo)は、文字どおり、クレド(Credo=信条・信念)として中長期的視野に立ったツカモトグループのあるべき姿、共通認識と決意を表しています。創業から210有余年、その中で培ってきた商人魂とフロンティア精神をこれからも活かして、和装、洋装のみならずライフスタイル全般を通してお客様に美しく快適な生活空間を提案し、和文化の継承と流通革新の進展に寄与することを使命とします。

その経営理念を元に、我々のあるべき姿を表したのがツカモトグループの企業スローガン「美しい生活がいい Amenity & Beauty Company」の言葉です。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記(1)「基本方針の内容」のとおり、特定の者による当社株式等の大規模買付行為に対しては、何らかの対応が必要と考えますが、上場会社である以上、大規模買付行為を行おうとする者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付行為を行おうとする者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、株主のみなさまのご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、大規模買付行為を行おうとする者の中には、その目的等から企業価値、株主共同の利益を損なう懸念のある場合もあります。

従いまして当社は、株主のみなさまに対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考え、2021年1月開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定め、いわゆる事前警告型の買収防衛策として、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)を導入いたしました。本プランは、当社取締役会の決議により導入したのですが、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられており、後述のとおり経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める株主意思の原則を充足しております。

(4)本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、条件を満たす場合には当社が対抗措置を取ることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいて当社取締役会は、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、会社の経営事項を理解できる者が、株主や投資家のみなさまには入手困難な企業秘密等の情報を入手したうえで買収提案等を評価するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)を設置し、その勧告を最大限尊重すると共に、株主や投資家のみなさまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

本プランは2021年1月20日開催の取締役会において導入を決議し、2021年6月25日開催の第102回定時株主総会において議案としてお諮りさせていただき、株主のみなさまにご承認いただきました。本プランの有効期限は当該承認決議の時から2024年6月開催予定の定時株主総会の時までとさせていただきます。

(5)本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえており、2018年6月1日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記(1)「基本方針の内容」に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまがご判断し、あるいは当社取締役会が提示した代替案を株主のみなさまに周知する機会を確保し、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

② 事前開示・株主意思の原則

当社は、当社取締役会において決議された本プランを、株主のみなさまの予見可能性を高め、適正な選択の機会を確保するために、その目的、具体的な内容、効果などについて事前に開示させていただきます。また、上記(4)「本プランの概要」に記載したとおり、本プランの有効期間は2024年定時株主総会終結時までであり、株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主のみなさまのご意思が十分反映される仕組みとなっています。

③ 必要性・相当性確保の原則

ア. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記(4)「本プランの概要」に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付

等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家のみなさまに情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

イ. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

ウ. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

従いまして本プランは、上記の内容を踏まえた高度の合理性を有する公正性・客観性が担保され、株主共同の利益が確保されたプランであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

※ 本事業報告に記載の金額、株式数については、表示桁単位未満の端数がある場合、これを切捨てております。比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,740,465	流 動 負 債	9,142,490
現金及び預金	2,169,450	支払手形及び買掛金	1,040,991
受取手形及び売掛金	1,968,590	電子記録債務	1,114,186
電子記録債権	101,082	短期借入金	5,051,284
棚卸資産	1,789,011	1年内返済予定の長期借入金	1,430,000
その他	712,551	リース債務	50,473
貸倒引当金	△220	未払法人税等	32,138
固 定 資 産	19,067,687	未払消費税等	10,665
有 形 固 定 資 産	12,757,857	契約負債	16,508
建物及び構築物	2,086,864	その他	396,240
土地	10,562,576	固 定 負 債	4,764,952
リース資産	4,640	長期借入金	1,550,000
その他	103,776	リース債務	3,890
無 形 固 定 資 産	64,427	繰延税金負債	2,263,159
リース資産	15,565	再評価に係る繰延税金負債	12,660
その他	48,861	退職給付に係る負債	211,575
投資その他の資産	6,245,402	資産除去債務	3,032
投資有価証券	4,721,142	その他	720,632
出資金	800,115	負 債 合 計	13,907,442
退職給付に係る資産	642,574	純 資 産 の 部	
その他	217,071	株 主 資 本	10,289,593
貸倒引当金	△135,501	資本金	2,829,844
		資本剰余金	710,644
		利益剰余金	6,809,814
		自己株式	△60,710
		その他の包括利益累計額	1,611,117
		その他有価証券評価差額金	1,504,803
		繰延ヘッジ損益	5,281
		土地再評価差額金	9,152
		退職給付に係る調整累計額	91,879
		純 資 産 合 計	11,900,710
資 産 合 計	25,808,153	負債・純資産合計	25,808,153

連結損益計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,879,765
売上原価	9,528,549
売上総利益	3,351,216
販売費及び一般管理費	3,336,580
営業利益	14,635
営業外収益	
受取利息	3,475
受取配当金	186,496
投資有価証券売却益	4,250
保険配当金	6,224
その他	53,026
営業外費用	
支払利息	95,629
有形売却損	1,511
為替差損	22,486
その他	11,804
経常利益	136,676
特別損失	
ライセンス契約終了による損失	46,276
訴訟関連損失	4,766
税金等調整前当期純利益	85,634
法人税、住民税及び事業税	8,000
法人税等調整額	12,596
当期純利益	65,036
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	65,036

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社ツカモトコーポレーション
取締役会 御中

新創監査法人
東京都中央区
指 定 社 員 公認会計士 相川 高志
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 松原 寛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツカモトコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツカモトコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2023年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,223,295	流 動 負 債	8,914,616
現金及び預金	2,125,055	支払手形	86,719
受取手形	27,468	電子記録債権	1,114,186
電子記録債権	98,581	買掛金	779,671
売掛金	1,605,892	短期借入金	5,051,284
買掛金	197,572	1年内返済予定の長期借入金	1,430,000
商品	1,452,507	リース債務	50,473
蔵品	612	未払金	170,418
前払費用	28,445	未払費用	19,318
未収入金	400,157	未払法人税等	31,227
関係会社未収入金	214,397	契約負債	16,508
その他の金	72,795	前受り金	8,383
貸倒引当金	△190	その他の	14,988
固 定 資 産	19,071,762	固 定 負 債	4,555,391
有 形 固 定 資 産	12,768,916	長期借入金	1,550,000
建物	2,079,425	リース債務	3,890
構築物	450	繰延税金負債	2,265,174
器具備品	99,990	再評価に係る繰延税金負債	12,660
土地	10,581,346	資産除去債務	3,032
リース資産	4,640	長期預り金	720,632
その他の	3,062	負 債 合 計	13,470,007
無 形 固 定 資 産	63,973	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	39,015	株 主 資 本	10,286,152
リース資産	15,565	資本金	2,829,844
その他の	9,392	資本剰余金	710,644
投資その他の資産	6,238,871	資本準備金	707,461
投資有価証券	4,721,142	その他資本剰余金	3,183
関係会社株	2	利益剰余金	6,806,373
出資金	800,065	その他利益剰余金	6,806,373
関係会社長期貸付金	777,000	繰越利益剰余金	6,806,373
関係会社長期未収入金	163,362	自己株式	△60,710
前払年金費用	339,337	評価・換算差額等	1,538,897
敷金及び保証金	7,965	その他有価証券評価差額金	1,504,928
その他の	208,736	繰延ヘッジ損益	5,281
貸倒引当金	△778,740	土地再評価差額金	28,687
資 産 合 計	25,295,057	純 資 産 合 計	11,825,050
		負債・純資産合計	25,295,057

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

損益計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		11,823,912
売上原価		9,094,460
売上総利益		2,729,452
販売費及び一般管理費		2,582,657
営業利益		146,794
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	186,504	
投資有価証券売却益	4,250	
その他の	54,472	245,227
営業外費用		
支払利息	93,704	
貸倒引当金繰入額	129,375	
その他の	33,555	256,635
経常利益		135,386
特別損失		
ライセンス契約終了による損失	46,276	
訴訟関連損失	4,766	51,042
税引前当期純利益		84,344
法人税、住民税及び事業税	7,264	
法人税等調整額	12,596	19,861
当期純利益		64,483

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社ツカモトコーポレーション
取締役会 御中

新創監査法人
東京都中央区
指定社員 公認会計士 相川 高志
業務執行社員
指定社員 公認会計士 松原 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツカモトコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

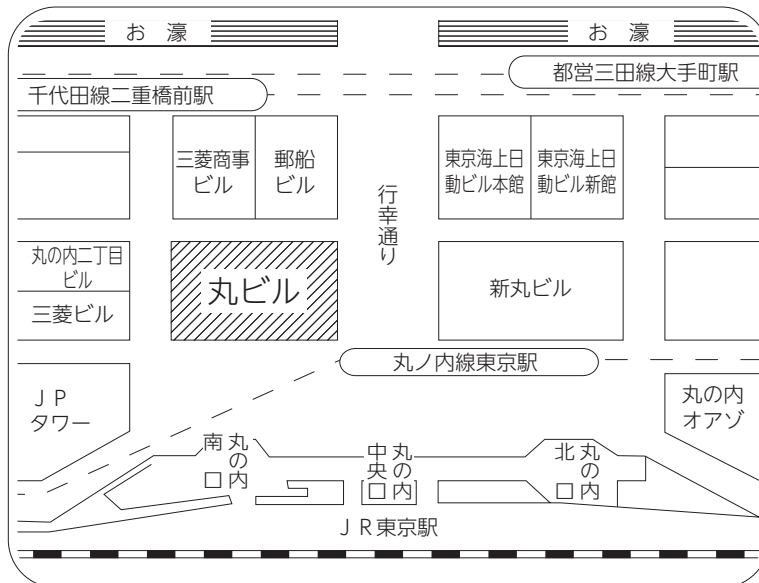
株式会社ツカモトコーポレーション 監査役会

常勤監査役 小野田 克 巳
社外監査役 下 道 敏 実
社外監査役 西 郷 正 実

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸ビル8階
丸ビル コンファレンススクエア Room 4



※会場：丸ビル8階

1階、B1階よりエレベーターにて7階にお上がりください。
7階よりは、らせん階段にて8階にお進みください。

●交通のご案内

JR 東京駅

東京メトロ丸ノ内線 東京駅

東京メトロ千代田線 二重橋前駅

都営三田線 大手町駅

地下道より直結 徒歩約1分

地下道より直結 徒歩約1分

7番出口より 徒歩約2分

D1出口より 徒歩約3分

※会場での駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承くださいませ
すようお願い申し上げます。

※今後の状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tsukamoto.co.jp>) に掲載いたします。

